

# 小樽市立学校の規模・配置の在り方検討委員会設置要綱

制 定 平成18年3月30日教育委員会決定

## (設置)

**第1条** 本市における児童・生徒のより良い教育環境の整備充実を図るため、市立小中学校の規模や全市的な配置の在り方について総合的な検討を行うことを目的に、小樽市立学校の規模・配置の在り方検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

## (任務)

**第2条** 検討委員会は、教育長の諮問に応じ、本市における児童・生徒を取り巻く状況や地域の実情、社会経済情勢の動向などを基に、小樽市小中学校適正配置計画の策定に関して必要な事項について検討し、その結果を答申する。

## (組織等)

**第3条** 検討委員会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の中から教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 保護者
- (4) 公募市民
- (5) 教育長が必要と認める者

## (任期)

**第4条** 委員の任期は、検討委員会の最終的な意見等を教育長に答申した日までとする。

2 委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充することができる。

## (委員長及び副委員長)

**第5条** 検討委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は会務を総理し、検討委員会を代表する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

**第6条** 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員（議長である委員長を含む。次項において同じ。）の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

5 会議は、公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、委員の過半数の同意により、会議を非公開とすることができる。

6 会議の傍聴に関しては、小樽市教育委員会傍聴人規則（平成15年小樽市教育委員会規則第8号）の例による。この場合において、「委員長」とあるのは、第5条第1項の委員長をいう。

(小委員会)

第7条 検討委員会は、必要に応じ、第2条に掲げる任務に関し専門的又は集中的に審議するために、小委員会を置くことができる。

2 小委員会の委員は、委員長が指名する。

(意見聴取及び資料提出)

第8条 委員長は、検討を進めるに当たり必要と認めるときは、会議において関係者の出席を要請し、意見、説明及び資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 検討委員会の庶務は、小樽市教育委員会教育部学校教育課において行う。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

---

(参考～第6条関係)「小樽市教育委員会傍聴人規則」

(目的)

第1条 この規則は、小樽市教育委員会会議規則(昭和31年小樽市教育委員会規則第8号)第18条第2項の規定に基づき、傍聴の手続き、その他傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴する者(以下「傍聴人」という。)は、自己の住所、氏名及び年齢を小樽市教育委員会に備付けの傍聴人名簿に記入しなければならない。

2 傍聴人が団体の場合、その代表者又は責任者は、前項に規定する事項、団体名及び人員を傍聴人名簿に記入しなければならない。

(傍聴の制限)

第3条 委員長は、傍聴席の都合により傍聴人を制限することができる。

(委員席への入場禁止)

第4条 傍聴人は、委員席に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 銃器その他他人に危害を及ぼすおそれのあるものを携帯し、又はめいていした者は、傍聴席に入ることができない。

(傍聴人の遵守事項)

第6条 傍聴人は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 委員の言論に対して公然と可否を表明し、又は騒ぎ立てる等の行為により会議を妨害しないこと。
- (2) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 携帯電話を使用しないこと。
- (4) その他係員の指示に従うこと。

(写真撮影等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を得た者は、この限りでない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴人がこの規則に違反するときは、委員長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

---